

第3次

佐賀市食育推進基本計画

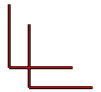
令和4年度～令和8年度

えがまで

おいしく
がしこ
がの食

毎月1日は「さがん食育の日」

佐賀市



はじめに



佐賀市は、北部の脊振山系山麓部の山林や清流、中部の佐賀平野に広がるクリークや肥沃な田園地帯、南部の日本一の干満差を誇る有明海など自然豊かな環境に恵まれています。また、古より息づく歴史や伝統文化、互助の気風など、多くの素晴らしい地域資源が存在しています。

これらの恵まれた地域資源を活かしながら、市民一人ひとりが食に関する知識を習得し、食に感謝する心を養うとともに、健全な食生活を実践する食育の推進を目的として、佐賀市食育推進基本計画を策定し、令和3年度まで推進して参りました。

しかしながら、食をめぐる環境は大きく変化してきており、様々な課題を抱えています。生活習慣病の予防や健康寿命の延伸は引き続き大きな課題であり、人口減少、高齢化、世帯構造の変化が進行し、個々のライフスタイルが多様化する中において、栄養バランスに配慮した食生活の重要性は一層増しています。

また、国際開発目標である「持続可能な開発のための2030アジェンダ」が掲げる「SDGs（持続可能な開発目標）」には、「目標2 飢餓をゼロに」、「目標4 質の高い教育をみんなに」、「目標12 つくる責任つかう責任」などの食育と関連する目標もあり、食育の推進は、SDGsの達成にも寄与するものとなっています。

第3次佐賀市食育推進基本計画では、これまで推進してきた第2次計画の評価を踏まえて新たな目標を設定し、「えがおで おいしく かしこく さがの食」をキャッチフレーズに、市民の健全な食生活の実践につながるよう、食に関わる関係機関・団体等との連携・協働により食育を推進し、食を通じて地域の絆を広げながら、市民が生涯を通じた心身の健康と持続可能な食を支える食育を実践する「生涯食育社会」を目指してまいります。

最後になりますが、本計画の策定にあたりまして、熱心なご議論をいただきました佐賀市食育推進基本計画策定委員会の皆様をはじめ、貴重なご意見や多大なご協力をいただきました関係者の皆様に厚くお礼を申し上げます。

令和4年3月

佐賀市長 坂井英隆





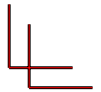
第4章 市民、企業、団体、地域等で進める食育の取り組み.....	23
基本目標1 心身の健康を支える食生活の実践 ～健康～	23
(1) 食の正しい知識を身につける.....	23
(2) 規則正しい生活とワーク・ライフ・バランスを確立する.....	25
(3) 食事を楽しみ、よく噛んで食べる.....	25
基本目標2 食育の輪を広める ～連携～	26
(1) 社会全体で食育を推進する体制の整備.....	26
(2) 新しい生活様式に対応した食育の推進.....	27
基本目標3 持続可能な食環境の整備 ～環境～	28
(1) 食への感謝と理解を深める.....	28
(2) 環境に配慮した食生活の実践.....	29
基本目標4 豊かな佐賀の農水産物を味わう ～地産地消～	30
(1) 生産と消費をつなぐ.....	30
(2) 佐賀の特産物を知る.....	31
(3) 佐賀の農水産物をおいしく食べる.....	31
基本目標5 食文化を継承し生きる力を養う ～体験～	32
(1) 佐賀の食文化を伝える.....	32
(2) 生きていく力を養う.....	33
第5章 ライフステージに応じた食育の取り組み.....	34
1 妊産婦期.....	34
2 乳幼児期.....	34
3 学童思春期.....	34
4 青壮年期.....	35
5 高齢期.....	35





第6章 計画の着実な推進.....	36
1 食育の推進体制.....	36
2 食育推進にあたっての役割.....	36
(1) 市民（家庭）.....	36
(2) 保育所（園）、幼稚園、学校.....	36
(3) 企業、団体、地域.....	37
(4) 行政.....	37
3 計画の進行管理.....	37
資料編.....	38
• 佐賀市食育推進基本計画策定委員会設置要綱.....	38
• 佐賀市食育推進基本計画策定委員会委員名簿.....	39
• 佐賀市食育推進基本計画策定委員会の開催状況.....	40
• 用語解説.....	41
（文中の※印については、用語解説に記載）	





第1章 第3次食育推進基本計画策定にあたって

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

資料編

1 計画策定の背景と趣旨

食は生きる上での「源」であり、欠かすことのできない重要なものです。

しかしながら、人口減少、少子高齢化、世帯構造の変化や中食※市場の拡大、食に関する価値観や生活様式も多様化するなど、食を取り巻く環境は大きく変化しています。その結果、朝食の欠食に代表されるような食習慣の乱れ、野菜の摂取不足等の栄養の偏り、家族と食卓を囲む機会の減少、食べ物を大切にすることを意識する意識の希薄化などの様々な問題が生じています。

さらに、全世界に拡大した新型コロナウイルス感染症の影響や、それを受け示された「新しい生活様式」によって、食生活は大きく変化しています。

高齢化が進展する中、健康寿命の延伸や生活習慣病※の予防が引き続き重視されるとともに、「SDGs（持続可能な開発目標）」には「目標2 飢餓をゼロに」、「目標12 つくる責任つかう責任」などの食と関係の深い目標が掲げられており、食に関する取り組みはより一層重要なものとなっています。

本市では、平成21年3月に「佐賀市食育推進基本計画（平成21年度～平成26年度）」、そして、平成27年3月に「第2次佐賀市食育推進基本計画（平成27年度～令和3年度）」を策定し、関係機関・団体等と連携して食育を推進してきました。

様々な形で食に関する取り組みを進め、多くの市民が食に関心を持つようになったものの、関心の度合いが世代等により異なるとともに、健全な食生活を実践するまでには至っていない人が依然として多いのが実情であり、今後も継続した取り組みが必要です。

このような状況を踏まえ、引き続き根気強く食育を総合的かつ計画的に推進し、市民が生涯を通じた心身の健康と持続可能な食を支える食育を実践する「生涯食育社会」を目指すために、第3次佐賀市食育推進基本計画（令和4年度～令和8年度）を策定することとします。





第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

資料編

2 計画の位置づけ

本計画は、食育基本法※第18条第1項に基づく市町村食育推進計画であり、本市の食育推進に関する基本的な事項を定めるものです。

第3次佐賀市食育推進基本計画は、今後の佐賀市の食育推進の方向性を定め、食に関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本指針となります。

計画を進めるにあたっては、国の「第4次食育推進基本計画」や県の「第4次佐賀県食育推進計画」と整合を図るものとし、本市の総合計画である「第2次佐賀市総合計画」の個別計画として、関連する他の個別計画とも整合性を図りながら食育を推進することとします。

3 計画の期間

計画の期間は、国の第4次食育推進基本計画の計画期間（令和3年度～令和7年度）を考慮し、令和4年度から令和8年度までの5年間とします。

なお、社会情勢や計画の進捗状況等を踏まえ、必要に応じて見直しを行う場合があります。

4 計画の策定体制

本計画は、学識経験者や医療関係者、教育関係者、農林漁業関係者、地区組織の代表者、市民代表で構成する「佐賀市食育推進基本計画策定委員会」の意見などを踏まえて策定しました。





第2章 佐賀市の食を取り巻く状況

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

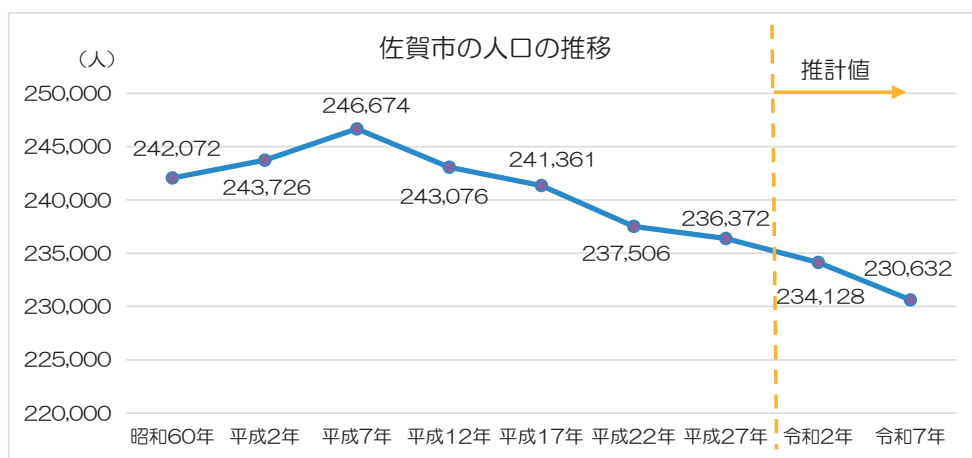
第6章

資料編

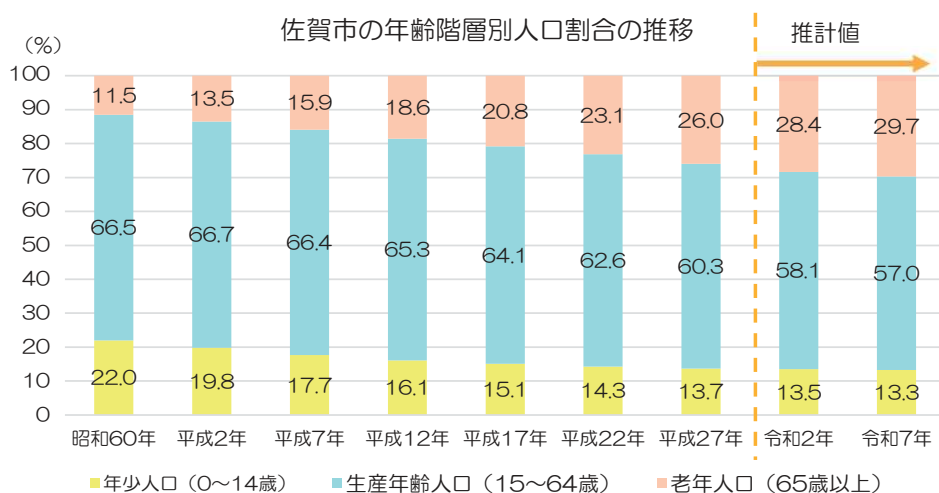
1 佐賀市の概況

(1) 人口の状況

国勢調査によると、平成27年の本市の人口は236,372人となっており、本市の推計値によれば、人口は徐々に減少していくことが見込まれています。さらに、年少人口や生産年齢人口が減少する一方、老年人口が増加し、令和7年（2025年）には高齢化率が29.7%となり、概ね3人に1人が高齢者となることが予測されています。



資料：昭和60年～平成27年は国勢調査
令和2年、令和7年は佐賀市総合計画より抜粋



資料：昭和60年～平成27年は国勢調査
令和2年、令和7年は佐賀市総合計画より抜粋





第1章

第2章

第3章

第4章

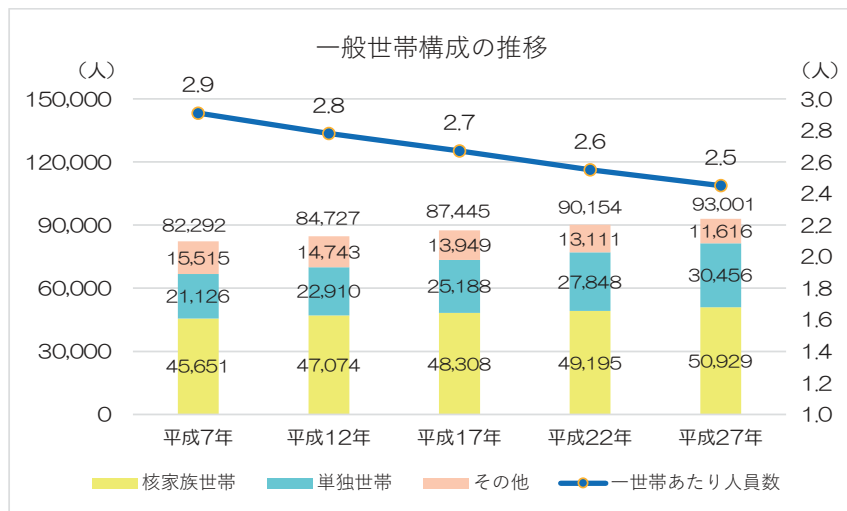
第5章

第6章

資料編

(2) 世帯の状況

佐賀市の一般世帯は年々増加しており、平成27年には93,001世帯となっています。平成7年からの推移をみると、核家族世帯と単独世帯が増加し、一世帯あたりの人員数が減少しています。



資料：国勢調査

(3) 労働の状況

佐賀県の月間平均実労働時間は男女ともに全国3位であり、労働に多くの時間を費やしていることがわかります。核家族世帯と単独世帯の増加も相まって、忙しい日々の中でも実行可能な食育の推進が求められます。

月間平均実労働時間（令和元年度）

男			女		
順位	都道府県	時間	順位	都道府県	時間
1位	岐阜県	183	1位	岐阜県	172
2位	埼玉県	182	2位	鹿児島県	170
3位	佐賀県	181	3位	佐賀県	169
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮
—	全国平均	179	—	全国平均	167
⋮	⋮	⋮	⋮	⋮	⋮
47位	東京都	170	47位	東京都	162

資料：総務省統計局 社会生活統計指標-都道府県の指標-2021

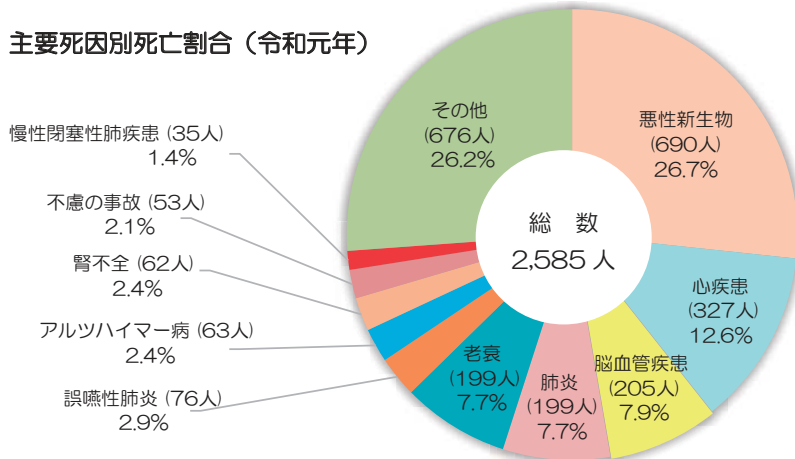




2 健康と食習慣

■主要死因別割合

佐賀市の主要死因別死亡割合は、悪性新生物（がん）、心疾患及び脳血管疾患が約 5 割を占めています。これらのリスク因子となる高血圧症、脂質異常症、糖尿病等は食習慣、運動習慣、休養、喫煙、飲酒等の生活習慣がその発症・進行に関与するとされています。



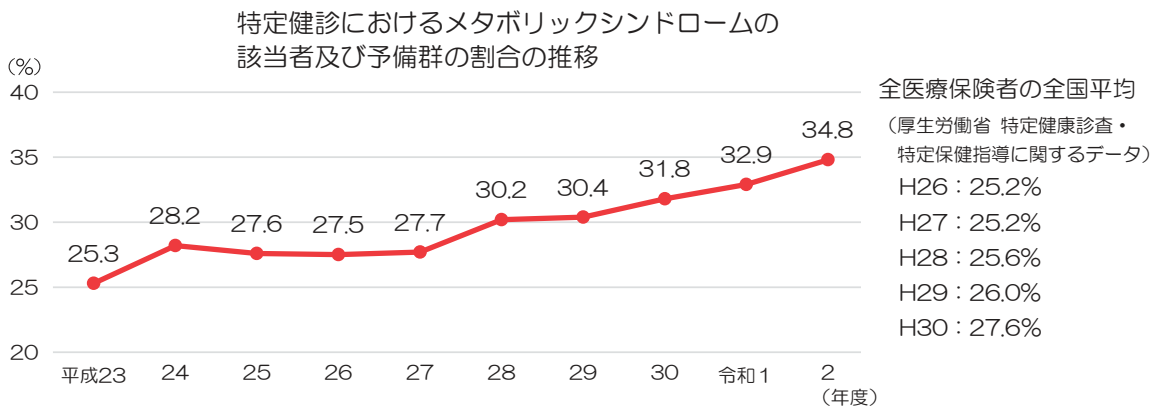
資料：佐賀県健康福祉部「人口動態統計」

■メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）※の該当者及び予備群の状況

本市の特定健診結果をみると、受診者に占めるメタボリックシンドロームの該当者及び予備群の割合は、平成23年度は 25.3%でしたが、令和2年度は 34.8%となっており、徐々に増加しています。

メタボリックシンドロームは「内臓脂肪型肥満」をもち、さらに「高血圧」「脂質異常症」「高血糖」のうち、2項目以上が該当している状態です。これらのリスク因子は単独でも動脈硬化を招きますが、複数重なることによって互いに影響し合い、動脈硬化を進行させ、脳梗塞や心筋梗塞などの要因となります。

メタボリックシンドロームの予防には、適切な量と質の食事が重要です。



資料：佐賀市国民健康保険 特定健診結果

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

資料編





第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

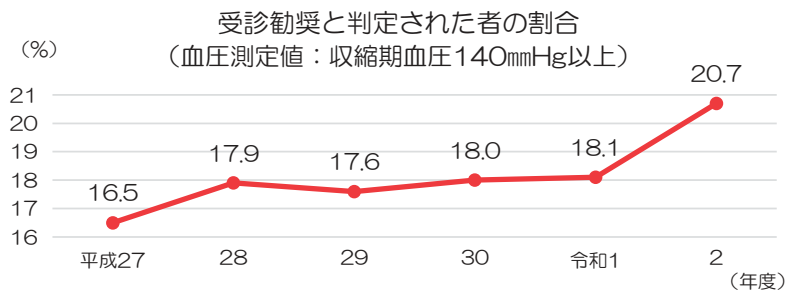
第6章

資料編

■主な生活習慣病※の状況について（佐賀市の特定健診結果から）

前頁でみた主要死因のリスク因子となる生活習慣病※（高血圧症、脂質異常症、糖尿病）について、特定健診では医療機関への受診勧奨を判定するための検査（血圧、LDL コレステロール、HbA1c）を行っています。受診勧奨と判定された者の状況は以下のとおりです。

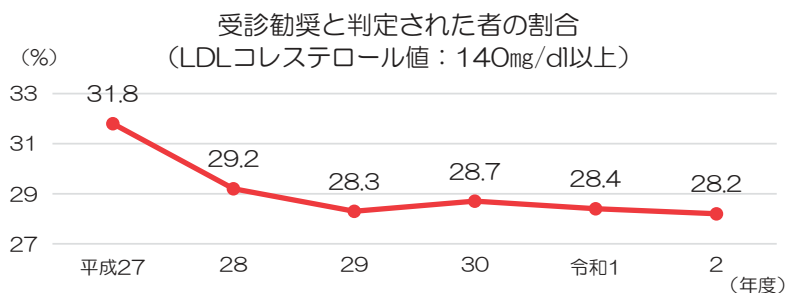
（1）高血圧症



全医療保険者の全国平均
(厚生労働省NDBオープンデータ)

H27：16.8%
H28：16.9%
H29：17.0%
H30：17.1%

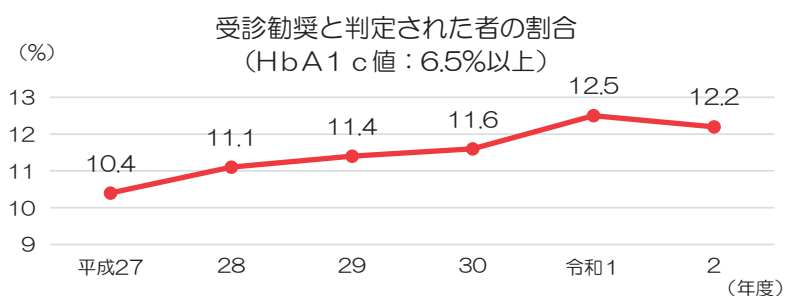
（2）脂質異常症



全医療保険者の全国平均
(厚生労働省NDBオープンデータ)

H27：29.5%
H28：28.6%
H29：28.3%
H30：29.6%

（3）糖尿病



全医療保険者の全国平均
(厚生労働省NDBオープンデータ)

H27：6.7%
H28：6.8%
H29：7.0%
H30：7.0%

資料：佐賀市国民健康保険 特定健診結果

いずれも近年は横ばい又は増加傾向となっており、食生活を含む生活習慣の改善が必要な市民の割合が増えてきていることが分かります。特に糖尿病に関しては、全国平均の約 1.6 倍と高い数値を示しています。

生活習慣病※の発症・進行の予防のためにも、より一層の食育の推進が必要です。

HbA1c（ヘモグロビンエーワンシー）

血糖値は、食事の量や質などによって変動しやすいのに対し、ヘモグロビンA1cは採血時から過去1～2か月間の平均血糖値を反映しており、血糖コントロール状態の重要な指標となっています。





第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

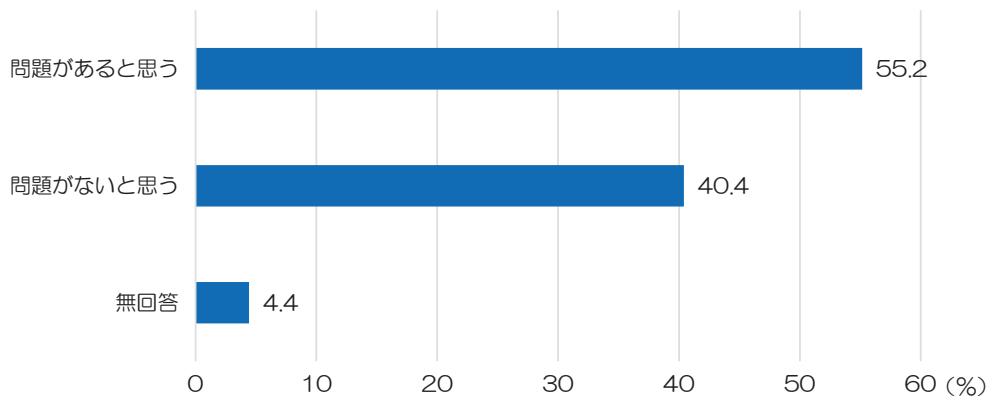
資料編

■食育に係るアンケート調査結果から（抜粋）

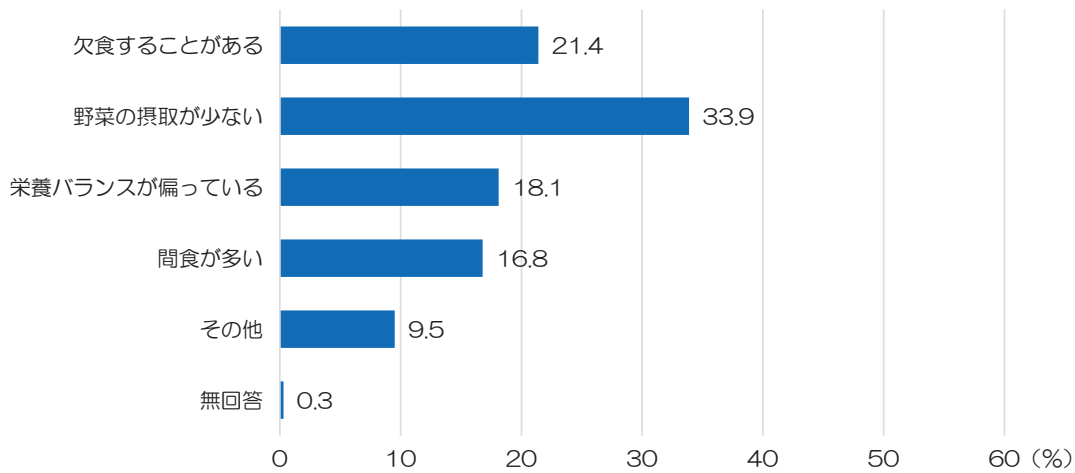
（1）食生活に対する問題意識

自身の食生活について問題があると感じている人のうち、約3割の人が「野菜の摂取が少ない」こと、約2割の人が「欠食することがある」ことを問題と感じていました。

問. 食生活についてどのように思われますか
(n=1,220)



問. 問題があると思うのはどのようなことですか？
※問題があると答えた方が回答 (n=673)



資料：佐賀市食育推進基本計画にかかる食育に関するアンケート調査結果（令和2年度）





第1章

第2章

第3章

第4章

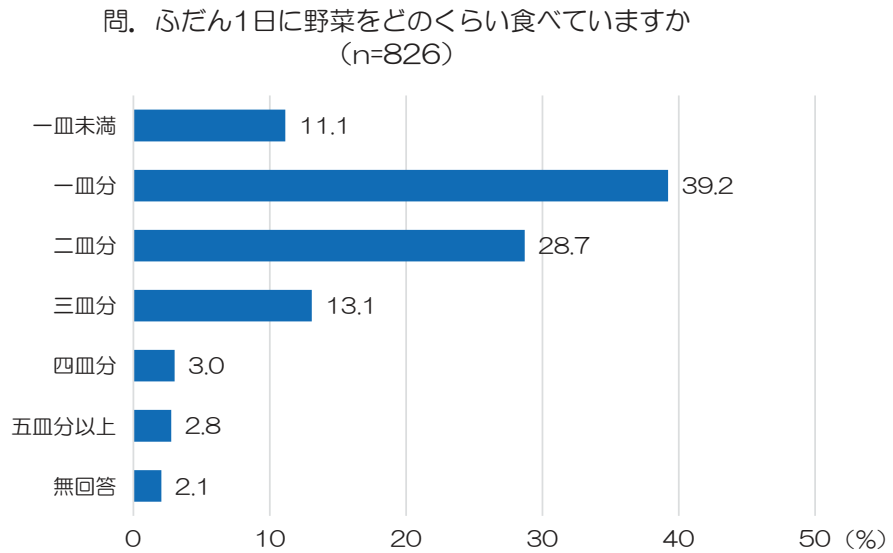
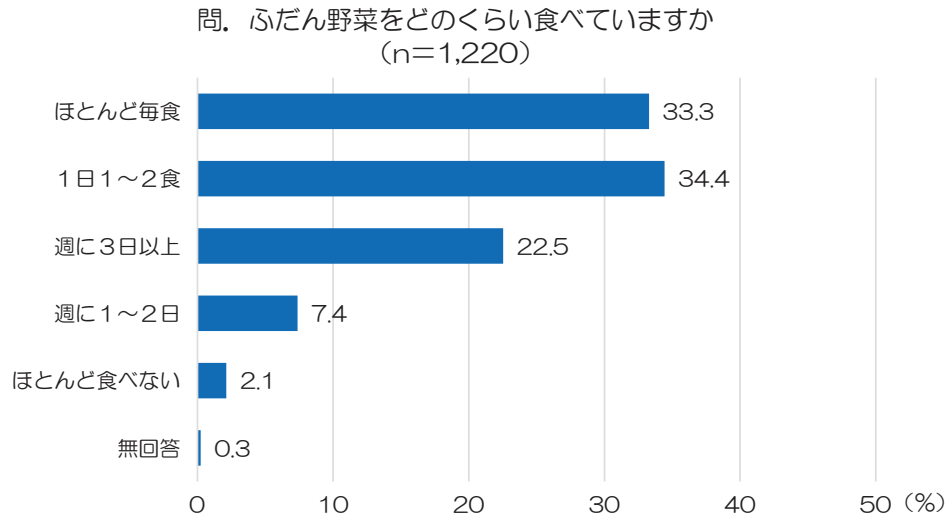
第5章

第6章

資料編

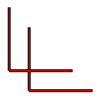
(2) 野菜の摂取状況

野菜の摂取状況を見ると、「ほとんど毎食」食べている人は約3割に留まっており、1日に食べる量は「一皿分」が約4割で最多となっています（一皿分＝約70g）。健康日本21（第二次）※では、生活習慣病※などを予防し、健康な生活を維持するための目標値の一つに「野菜類を350g以上食べましょう」と掲げられています。



資料：佐賀市食育推進基本計画にかかる食育に関するアンケート調査結果（令和2年度）





第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

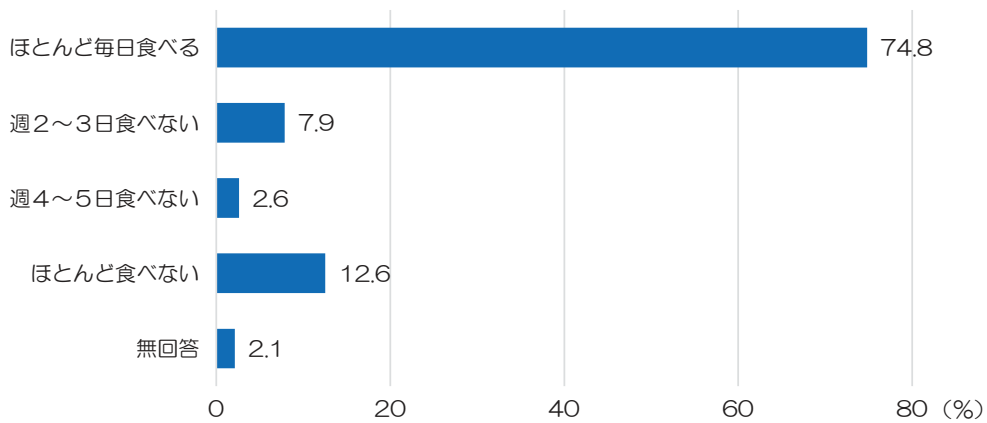
第6章

資料編

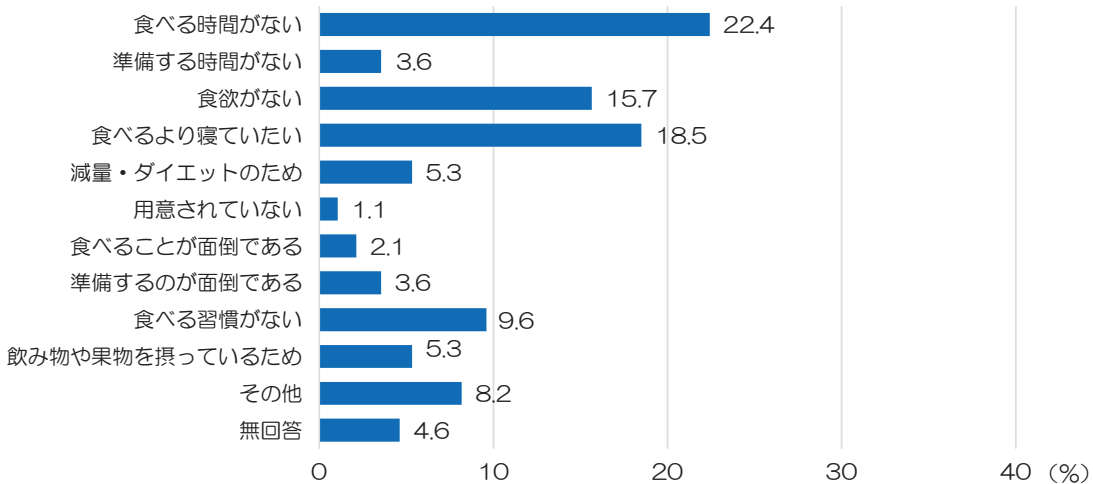
(3) 朝食の摂取状況

朝食の摂取状況を見ると、「ほとんど毎日食べる」人が最多であるものの、約2割の人は朝食の欠食がみられます。朝食を食べない理由としては、「食べる時間がない」「食べるより寝たい」「食欲がない」人が多く、朝食をとることの大切さの普及啓発に加え、忙しい日々の中でも朝食を食べる工夫が必要です。

問. 1. 1 だん朝食を食べていますか
(n=1,220)



問. 2. 1 朝食を食べない最も大きな理由は何ですか
(n=281)



資料：佐賀市食育推進基本計画にかかる食育に関するアンケート調査結果（令和2年度）

以上のアンケート結果からも、食に関する正しい知識を身につけ、良い食習慣を実践していくための取り組みを支援していくことが重要です。





第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

資料編

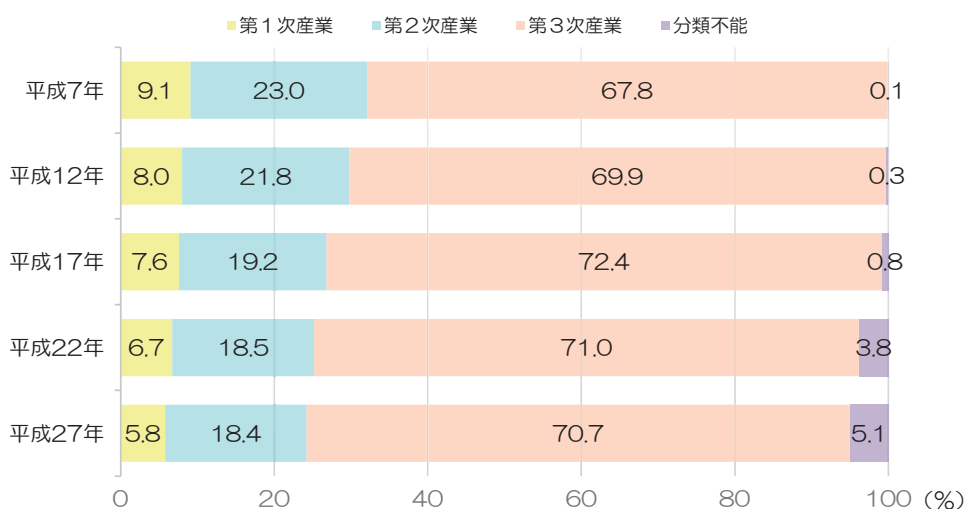
3 農水産業の状況

(1) 産業別就業者の状況

佐賀市における産業別就業者の割合をみると、第1次産業と第2次産業の就業者は減少傾向となっています。また、第3次産業の就業者は平成17年以降は70%台で推移しています。

- ・第1次産業：農業、林業、漁業
- ・第2次産業：鉱業・採石業・砂利採取業、建設業、製造業
- ・第3次産業：電気・ガス・熱供給・水道業、情報・通信業、運輸業・郵便業、卸売業・小売業、金融業・保険業、不動産業・物品賃貸業、学術研究・専門・技術サービス業、宿泊業・飲食サービス業、生活関連サービス業・娯楽業、教育・学習支援業、医療・福祉、複合サービス事業、サービス業、公務（他に分類されるものを除く）

産業別就業者の割合の推移



資料：平成27年国勢調査 産業等基本集計結果

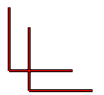
(2) 農業・水産業の状況

佐賀市の農業の状況をみると、令和2年における農業従事者数は2,957人であり、平成27年から565人（16.0%）減少しています。同じく漁業の状況をみると、平成30年の漁業就業者数は1,420人となっており、平成25年から273人（16.1%）減少しています。

また、令和2年の農業従事者を年齢階層別にみると、60歳以上が72.8%を占めており、高齢化が進行しています。

このことから、就労者の減少や高齢化、後継者の不足など、さまざまな長期的課題が現状からうかがえます。





第1章

第2章

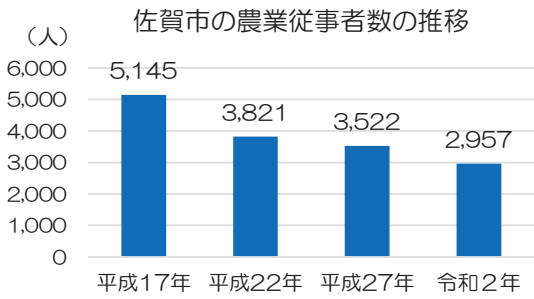
第3章

第4章

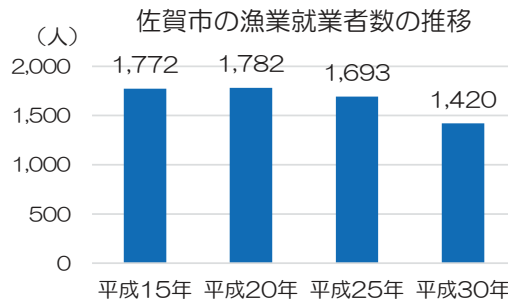
第5章

第6章

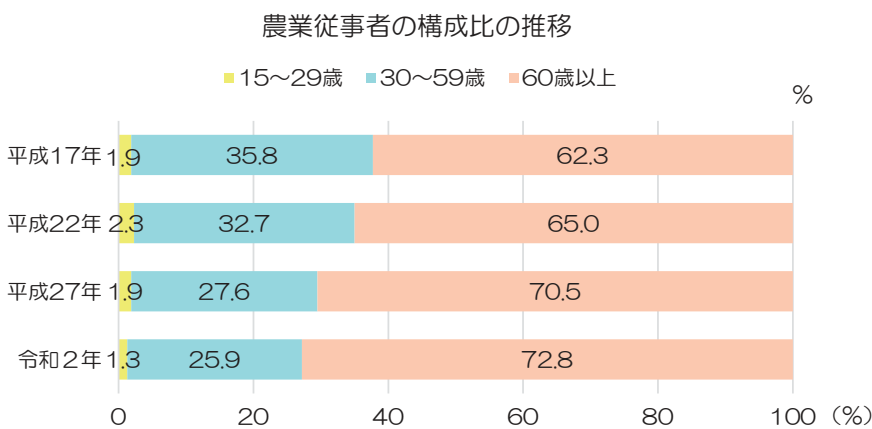
資料編



資料：農林業センサス
(基幹的農業従事者)



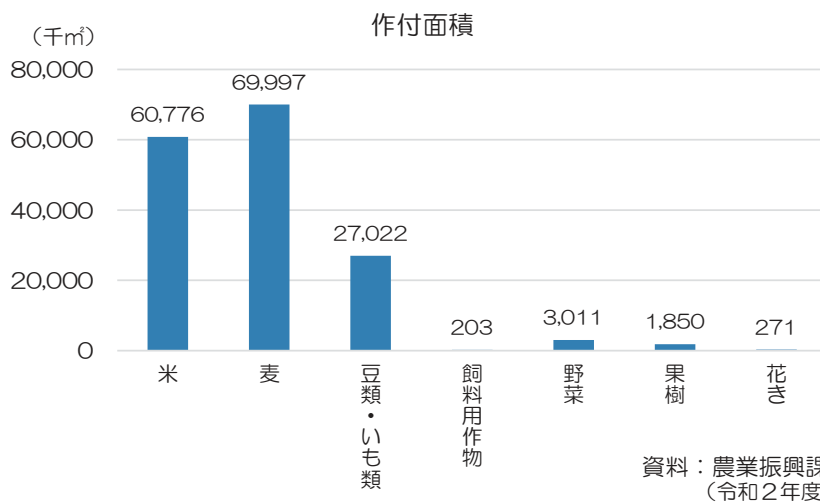
資料：佐賀県漁業センサス



資料：農林業センサス
(基幹的農業従事者)

(3) 農水産物の収穫量等

佐賀市の主要農産物の作付面積をみると、麦 69,997 千㎡が最も多く、次に米 60,776 千㎡、豆類・いも類 27,022 千㎡と続いています。



資料：農業振興課
(令和2年度)





第1章

第2章

第3章

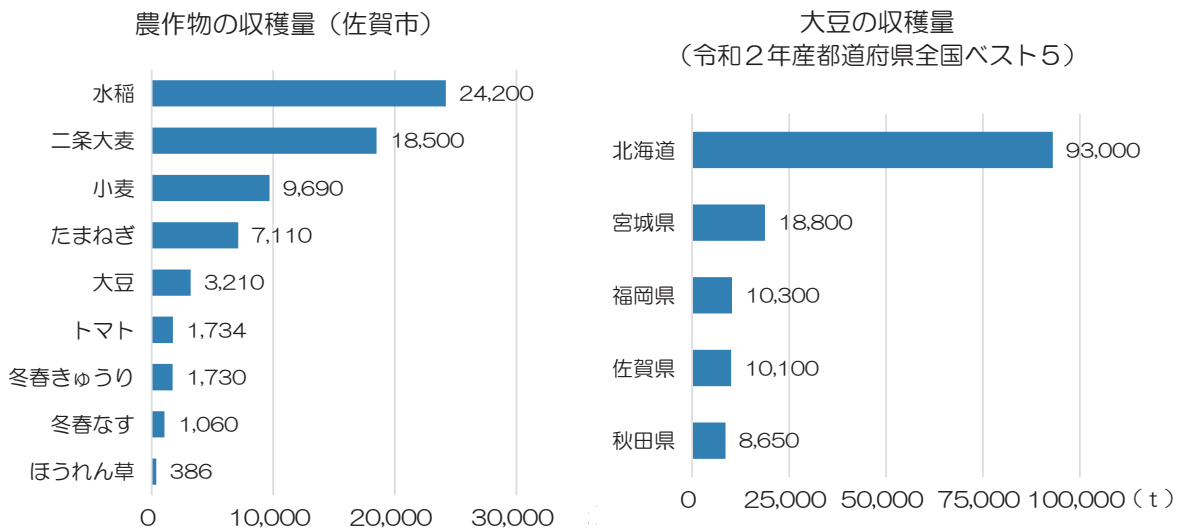
第4章

第5章

第6章

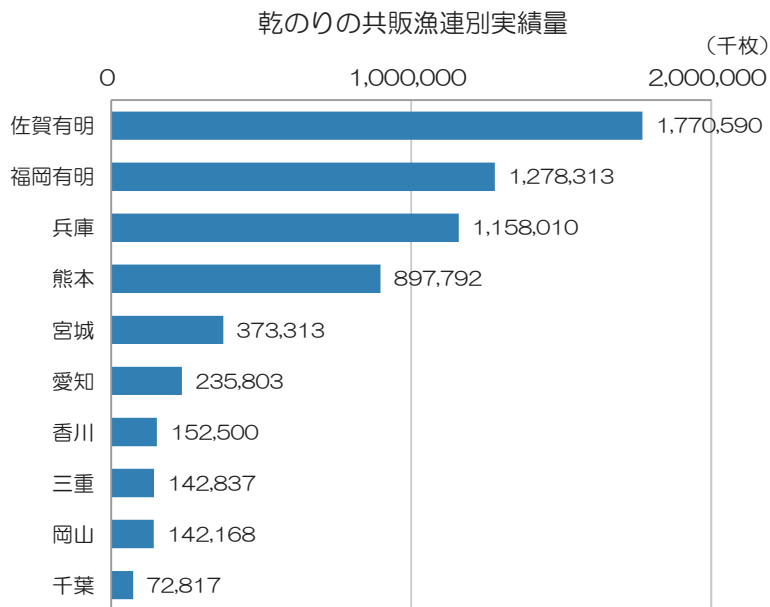
資料編

主要な農産物の収穫量をみると、水稲 24,200 t、二条大麦 18,500 t、小麦 9,690 t、たまねぎ 7,110 t の順で多くなっています。また、大豆は佐賀県が全国第4位の収穫量を誇ります。



水稲、小麦、二条大麦、大豆は令和2年、その他は令和元年
資料：農林水産省（佐賀県、佐賀市）

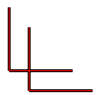
水産業の特徴をみると、有明海での海苔養殖が盛んであり、佐賀県の販売量は全国一を誇っています。



資料：全国漁連のり事業推進協議会
（令和2年度）

地産地消※の観点から、どのような農水産物が佐賀市で生産されているかを市民が把握し、日常での食材選びに活かすことが必要です。





第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

資料編

(4) 佐賀の旬がまるわかり収穫カレンダー

佐賀市の主要農産物の収穫時期は以下のとおりとなっています。



資料：農業振興課

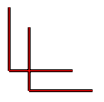


(5) 農水産物直売所の状況

佐賀市内の農水産物直売所の状況は以下の表のとおりです。

名称	所在	主な取引商品	電話番号
①鍋島新鮮市場	鍋島	野菜、果物、手作りパン、豆腐、漬物	0952-31-0378
②下村農園直売所	久保泉	米、野菜、果物	0952-98-0009
③JAファーマーズ A コープ街かど畑	駅前中央	米、野菜、果物、花、加工品	0952-27-7138
④JA産直「土の香なべしま」	開成	米、野菜、果物、花、加工品	0952-31-5701
⑤JA産直「土の香きんりゅう」	金立町	米、野菜、果物、魚、肉、加工品、調味料	0952-98-3601
⑥森永直売所	嘉瀬町	野菜	0952-24-1468
⑦さがレトロ館	城内	米、野菜	0952-97-9300
⑧グリーン阿高	北川副	野菜、豆類、花、柑橘類	0952-97-0681
⑨宿直売所 テントの店	三瀬村	餅、山菜おにぎり、野菜	090-7534-0111
⑩ロッジやまびこ	三瀬村	野菜、漬物、味噌、加工品	0952-56-2350
⑪やさい直売所「マツちゃん」	三瀬村	ざる豆腐、揚げ豆腐、野菜	0952-56-2705
⑫やまびこの湯温泉前直売所	三瀬村	野菜、漬物、味噌、加工品	0952-56-2250
⑬ダム駅富士しゃくなげの里	富士町	山菜、野菜、果物、米、加工品、漬物	0952-58-3200
⑭旬菜舎さと山	富士町	野菜、餅、工芸品、卵	0952-57-3101
⑮「道の駅」大和そよかぜ館	大和町	野菜、果物、花、干し柿、肉、加工品	0952-64-2296
⑯まほろば市場	大和町	野菜、果物、花、加工品、惣菜	0952-62-3079
⑰橋の駅ドロンパ	諸富町	野菜、果物、魚、海苔、卵、味噌	0952-47-5209
⑱川副町物産直売所 むっちゃん	川副町	野菜、果物、米、魚、海苔	0952-45-8545
⑲よかばい夕市	川副町	野菜、加工品	-
⑳ふれあい直売所「虹の里」	東与賀	米、野菜、花、魚介類	0952-45-4549
㉑よかの道	東与賀	野菜、花、魚介類、加工品	090-5028-7981
㉒久保田特産物直売所「味らん館」	久保田	野菜、魚介類、加工品	0952-68-3854
㉓西山田観光農園	大和町	漬物、ジャム、猪肉ボタン鍋用、そば	0952-62-1226
㉔わいわいファーム佐賀大和店	大和町	野菜、果物	0952-97-6807
㉕わくわく広場モラージュ佐賀店	巨勢町	米、野菜、果物、花	0952-37-5138
㉖JF佐賀有明海直売所「まえうみ」	光	海苔、魚介類、加工品	0952-20-1200

資料：農業振興課、水産振興課
(令和3年11月時点)



- 第1章
- 第2章
- 第3章
- 第4章
- 第5章
- 第6章
- 資料編





第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

資料編

第3章 第3次食育推進基本計画の基本的な考え方 (これからの取り組み)

1 基本理念（佐賀市の目指す姿）

食べることは、人間が生きていくうえで欠かせないものであり、子どもから大人まで全ての市民が、健康で心豊かな生活を営むには、「食育」を日々実践し、おいしく楽しく食べることや、食を支える社会や環境を持続可能なものにしていくことが重要です。

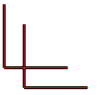
佐賀市は、北部の山や森林、中部の田園地帯、南部の有明海など豊穡な自然に恵まれています。また、古くから継承されている多様な歴史や民俗、そして、豊かな風土の中で育まれてきた互いに助け合う気風など、多くの素晴らしい地域資源が存在します。

これらの恵まれた地域資源を活かし、家庭だけでなく保育所（園）や幼稚園、学校、企業、地域、食に関わる関係機関・団体等の連携・協働により、市民が、生涯を通じた心身の健康と持続可能な食を支える食育を実践し、食を通じて、人と人、地域と地域がつながる「生涯食育社会」を目指します。

上記の「佐賀市の目指す姿」について、わかりやすい言葉で表現した以下のキャッチフレーズを掲げ、地域が一体となって佐賀市の食育を推進していきます。

<キャッチフレーズ>





2 基本目標

佐賀市の目指す姿の実現に向けて、5つの視点による基本目標を掲げ、具体的な取り組みを推進します。

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

資料編

基本目標1 心身の健康を支える食生活の実践 ～健康～

市民の心身の健康増進は、健康寿命の延伸に資する食育における目的の要です。しかしながら、栄養の偏りや不規則な食生活などに起因した糖尿病など生活習慣病※の増加、肥満・過度の痩せ、朝食の欠食や低栄養など、食に関する様々な問題が存在しています。

健全な食生活の実践は、心身の健康につながりますので、市民全てが食育への関心を持ち、食に関する正しい知識を身につけ、良い食習慣を実践していくための取り組みを推進します。

また、食育の実践にあたっては、規則正しい生活習慣やワーク・ライフ・バランス※を確立し、おいしく楽しんで食べて健康であることが重要です。そのため、引き続き「朝ラジ まなざし 朝ごはん※」など、食の正しい知識を普及するための取り組みを推進します。





第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

資料編

基本目標2 食育の輪を広げる ～連携～

食育を進めるためには、市民、保育所（園）、幼稚園、学校、企業、団体、地域等が食に対する共通認識を持った上で、食育を実践していくことが重要です。

それを実現するために、食育に関わる人々のネットワークをつくり、市内で展開されている食育の取り組みを相互に連携させていくとともに、地域の食育推進の担い手である食生活改善推進員（ヘルスマイト）※など食育を推進するリーダーの養成を図り、協働の場づくりを推進します。

また、市民の食育への関心を高めるために、食育活動の広報や啓発を図るなど、食育活動を広く普及させるための取り組みを推進します。



基本目標3 持続可能な食環境の整備 ～環境～

食生活は、自然の恩恵の上に成り立っています。食料の生産から消費に至る食の循環が環境へ与える影響に配慮し、食におけるSDGsの目標12「つくる責任・つかう責任」を考慮した取り組みを地域全体で進めることが必要です。

そのためにも、市民一人ひとりが食を育む生態系を守るという意識を持ち、「いただきます」や「ごちそうさま」などの生産者への感謝の念や、食べ物を大切にする気持ちを醸成していくための取り組みを推進します。





第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

資料編

基本目標4 豊かな佐賀の農水産物を味わう ～地産地消～

佐賀市には、北部の脊振山地から南部の有明海まで広がる恵まれた自然で育まれた豊かな農水産物があります。これらの地域資源は貴重な宝であり、次世代に伝えていく必要があります。

そのためには、市民が身近な地域で生産された農水産物を購入し、佐賀の特産物を知り、安全・安心な食べ物を地域で消費する「地産地消※」を実践することが重要です。

地域で育まれた良質な佐賀の農水産物を食べることで、生産と消費をつなげ、豊かな地域資源を守り伝えていく地産地消※の取り組みを推進します。



基本目標5 食文化を継承し生きる力を養う ～体験～

佐賀市には、地域に根づいた郷土料理※やお茶をはじめとした食文化があり、その食生活の文化的な豊かさを将来へ伝えることは大切なことです。

また、食は日々の調理や食事と深く結び付いている体験的なものなので、身近な地域での農漁業体験など生産者とのふれあいの機会を通じて、豊潤で恵まれた佐賀という地域の素晴らしさやそこで育まれた食への理解を深め、生きていく力を養う取り組みを推進します。





第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

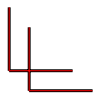
第6章

資料編

3 施策の体系

基本目標の実現を目指し、12の取り組みの方向を掲げ具体的な取り組みを展開します。





第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

資料編

SDGs (Sustainable Development Goals : 持続可能な開発目標) とは

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



SDGsとは、平成27年9月の国連サミットで採択された令和12年までに達成すべき国際目標で、持続可能な世界を実現するための17のゴール（意欲目標）と169のターゲット（行動目標）で構成されています。

本計画においても、基本目標に関連するゴールのアイコンを掲げ、各取り組みの実施を通じてSDGsの達成に貢献します。

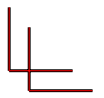


4 数値目標

取り組みの成果を把握するため、目安となる数値目標を設定します。

指標		現状値	目標値 (令和8年度)	
■基本目標1 心身の健康を支える食生活の実践 ～健康～				
1	朝食を毎日食べている子どもの割合 小4～中3	86.0%	100%	
2	主食・主菜・副菜を組み合わせた食事を1日2回以上ほぼ毎日食べている人の割合	71.1%	80%	
3	野菜を多く摂ることを心掛けている人の割合	37.6%	45%	
4	外食や食品を購入するときに栄養成分表示を参考にしている人の割合	63.0%	70%	
5	ゆっくりよく噛んで食べる人の割合	47.3% (国現状値)	55%	
6	肥満 (BMI※25以上) の人の割合	21.5%	18%	
■基本目標2 食育の輪を広げる ～連携～				
1	食育という言葉を知っている人の割合	91.0%	95%	
2	食育に関心を持っている人の割合	61.0%	70%	
3	「さがん食育の日(毎月1日)」を知っている人の割合	12.9%	20%	
4	食生活改善推進員(ヘルスメイト)の数	688人	738人	
■基本目標3 持続可能な食環境の整備 ～環境～				
1	「いただきます」、「ごちそうさま」のあいさつを必ずしている人の割合	40.7%	65%	
2	お箸を正しく持てる人の割合	85.0%	90%	
3	食べ残しや食品の廃棄について「もったいない」といつも感じている人の割合	55.7%	80%	
■基本目標4 豊かな佐賀の食を味わう ～地産地消～				
1	佐賀市産の食材を意識して購入している人の割合	49.2%	60%	
2	佐賀市産の農水産物直売コーナーを利用している人の割合	69.7%	80%	
3	佐賀市産を学校給食で使用した割合(金額ベース)	小学校	8.8%	10%
4	ふるさと献立(郷土料理など)の年実施回数	小学校	217回	228回
5	栄養教諭による地場産物に係る食に関する指導の月平均取組回数	小学校	5.5回	7回
■基本目標5 食文化を継承し生きる力を養う ～体験～				
1	和食を心掛けている人の割合	70.8%	90%	
2	農漁業などの体験学習に参加したことがある人の割合	48.9%	60%	
3	自ら料理に取り組んでいる人の割合	52.4%	60%	

現状値は「食育に関するアンケート調査(令和2年度)[調査対象:20歳～69歳]」より



第4章 市民、企業、団体、地域等で進める食育の取り組み

第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

資料編

基本目標1 心身の健康を支える食生活の実践 ～健康～

良い食習慣を身につけ実践していくには、まず食に関する正しい知識を習得することが大切です。そのうえで、規則正しい生活リズムなど、望ましい生活習慣を確立するとともに、食事をおいしく楽しく食べることが心身の健康につながります。

市民誰もが健全な食生活に関心を持ち、さらには実践していくことができるよう以下の取り組みを推進します。

(1) 食の正しい知識を身につける



食に関する正しい知識を身につけることは、市民の食育への関心を高め、さらには主体的な行動につながります。

市民が健全な食生活に関心を持ち、その実践に至るよう効果的な普及啓発を行います。

■食に関する正しい知識の普及・啓発

【市民（家庭）に求められる取り組み】

- 家族みんなで食を通じた健康づくりに関心を持ち、取り組みます。
- 健康診断や歯科検診の受診により、健康管理の意識を高め、健診結果を活かした食生活習慣を身につけるようにします。
- 食の組み合わせ方法など食を選択する力を養い、栄養バランスの良い食事づくりを心掛けます。
- 食品表示※・栄養成分表示※や新鮮な食品の選び方などを積極的に学びます。

【保育所（園）、幼稚園、学校、企業、団体、地域に求められる取り組み】

- 給食の試食会や「園だより」、「給食だより」、「保健だより」、「食育だより」等の発行を通じ、保護者に食に関する情報発信を行います。
- 食を通じた健康づくりの伝達会や食に関する講演会等を行います。

【行政の取り組み】

- 良い食習慣や食品表示※など食に関する正しい知識の普及に努めます。





第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

資料編

■メタボリックシンドロームの啓発・改善

【市民（家庭）に求められる取り組み】

- 自分の食事の適正量を心掛けます。
- 朝食欠食や深夜の食事を控えます。
- 栄養のバランスを考えて、野菜を多くとるなどの食事を心掛けます。

【保育所（園）、幼稚園、学校、企業、団体、地域に求められる取り組み】

- 生活習慣病※予防などを学べる教室を開催します。

【行政の取り組み】

- メタボリックシンドロームに関する啓発を図ります。
- 一人ひとりの健康状態に応じた食生活指導を充実します。

■妊産期・乳幼児期における栄養・食生活指導の充実

【市民（家庭）に求められる取り組み】

- 栄養バランスの良い食事を心掛けます。
- 塩分控えめのうす味の習慣を身につけます。

【保育所（園）、幼稚園、学校、企業、団体、地域に求められる取り組み】

- 保育所（園）や幼稚園を通じて、食育の充実を図ります。

【行政の取り組み】

- 乳幼児健診や各種相談事業を活用し、栄養・食生活に関する情報提供などの支援を行います。

■高齢者の食生活支援の充実

【市民（家庭）に求められる取り組み】

- 自分でできるだけ料理をつくり、配膳や後片付けも自分でします。
- みんなで楽しく食べる機会を増やします。

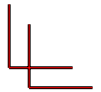
【保育所（園）、幼稚園、学校、企業、団体、地域に求められる取り組み】

- 隣近所や地域で会食をするなど、楽しく、みんなで食べる機会を設けます。

【行政の取り組み】

- 健診結果に基づいた栄養指導や生活習慣に対応した栄養相談を実施します。
- 低栄養予防の取り組みを推進します。





第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

資料編

(2) 規則正しい生活とワーク・ライフ・バランスを確立する



「朝ラジ まなざし 朝ごはん※」などの規則正しい生活とワーク・ライフ・バランス※を確立していくための活動や取り組みを推進します。

【市民（家庭）に求められる取り組み】

- 「早寝 早起き 朝ごはん」を実践します。
- 規則正しい食事をするように心掛けます。

【保育所（園）、幼稚園、学校、企業、団体、地域に求められる取り組み】

- 朝食の大切さを伝えます。
- 規則正しい生活とワーク・ライフ・バランス※が実現できる環境をつくれます。

【行政の取り組み】

- 「朝ラジ まなざし 朝ごはん※」運動を積極的に推進します。

(3) 食事を楽しみ、よく噛んで食べる



食事はおいしく楽しみながら食べるものです。また、よく噛んで食べることの効果について認識を広めることも重要です。

皆で食卓を囲む共食※の機会をつくる取り組みや、よく噛むことの大切さについて啓発等をする取り組みを推進します。

【市民（家庭）に求められる取り組み】

- 家族や友人との共食※の機会を増やします。
- 食事をゆっくりよく噛んで食べるよう心掛けます。

【保育所（園）、幼稚園、学校、企業、団体、地域に求められる取り組み】

- みんなで食事をする機会をつくれます。
- かみかみレシピを配布するなど、子どもたちによく噛んで味わうことの大切さを啓発します。

【行政の取り組み】

- 広報やホームページを活用し、歯の健康づくりやよく噛んで食べることなどの大切さを啓発します。





第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

資料編

基本目標2 食育の輪を広める ～連携～

食育を進めるには、市民・保育所（園）・幼稚園・学校・企業・団体・地域等が共通認識を持ち、連携して実践していくことが重要です。食育に関わる人々のネットワークを通じた相互連携や、地域等で食育を推進するリーダー養成、協働の場づくりをすることで、食育活動の普及・啓発を推進します。

(1) 社会全体で食育を推進する体制の整備



食育関係者のネットワークをつくり、市内における食育の取り組みを相互に連携させていくとともに、食育推進のリーダー養成を図り、協働の場づくりを推進します。

【市民（家庭）に求められる取り組み】

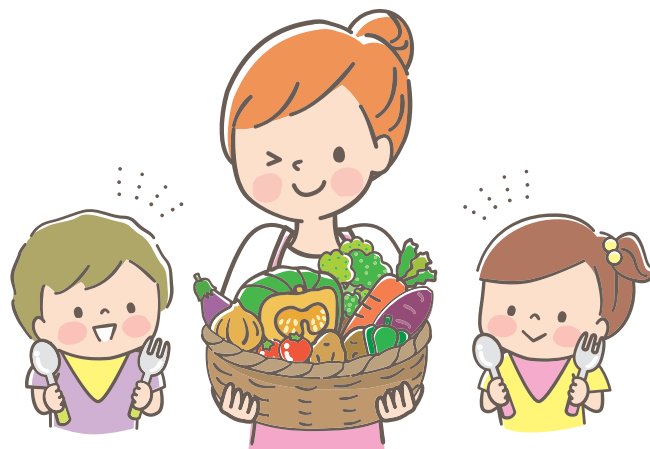
○食育活動に興味を持ち、食育活動の輪に積極的に参加します。

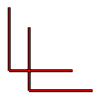
【保育所（園）、幼稚園、学校、企業、団体、地域に求められる取り組み】

- 食育の教育・活動を行う組織を作ります。
- 農漁業体験、職場体験、工場見学等に協力します。
- 食に関心のある人が集まれるようなイベントを行います。

【行政の取り組み】

- 食生活改善推進員（ヘルスマイト）※の養成を図ります。
- 食育ネットワーク（学校、企業、団体、地域、行政等）の構築に努めます。





第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

資料編

(2) 新しい生活様式に対応した食育の推進



市民の食育への関心を高めるために、食育活動を広く普及させるための取り組みを推進します。その実施にあたっては、新型コロナウイルスの感染予防対策を踏まえたものとする必要があるため、3密の回避など、新しい生活様式に対応した食育の普及・啓発を行います。

【市民（家庭）に求められる取り組み】

○食に関する講座やイベントなどの情報をまわりの人に伝えます。

【保育所（園）、幼稚園、学校、企業、団体、地域に求められる取り組み】

○様々な活動を通じ、食育の普及に努めます。

○毎月1日に「さがん食育の日※」の推進に取り組みます。

【行政の取り組み】

○3密の回避など、新しい生活様式に対応した食育の普及・啓発を行います。

○食育講座等を開催し、市民の食育活動に対する理解を促進します。

○関係各課や関係機関と連携し、「さがん食育の日※」を推進します。





第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

資料編

基本目標3 持続可能な食環境の整備 ～環境～

食生活は、自然の恩恵の上に成り立っています。食料の生産から消費に至る食の循環が環境へ与える影響に配慮し、食におけるSDGsの目標12「つくる責任・つかう責任」を考慮した取り組みを地域全体で進めることが必要です。

食環境に配慮した取り組みを地域全体で進めるために、以下の取り組みを推進します。

(1) 食への感謝と理解を深める



市民一人ひとりが食を育む生態系を守るという意識を持ち、「いただきます」や「ごちそうさま」などの生産者への感謝の念を醸成していくための取り組みを推進します。

【市民（家庭）に求められる取り組み】

- 「いただきます」、「ごちそうさま」などの感謝の気持ちを言葉にして伝えます。
- 料理をつくってくれる人や生産農家等に感謝します。
- 子どもに箸などの正しい持ち方を教えます。

【保育所（園）、幼稚園、学校、企業、団体、地域に求められる取り組み】

- 給食の時間を活用し、食事の際のあいさつや基本的な食事のマナーについて教えます。
- 食事のマナーなど、食育の実践について学ぶ機会をつくります。

【行政の取り組み】

- 食に対する感謝の心や食事マナーについて啓発します。





第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

資料編

(2) 環境に配慮した食生活の実践



食料の生産から消費に至る食の循環が環境へ与える影響に配慮し、食におけるSDGsの目標12「つくる責任・つかう責任」を考慮した取り組みや食べ物を大切にすることを醸成していくための取り組みを推進します。

【市民（家庭）に求められる取り組み】

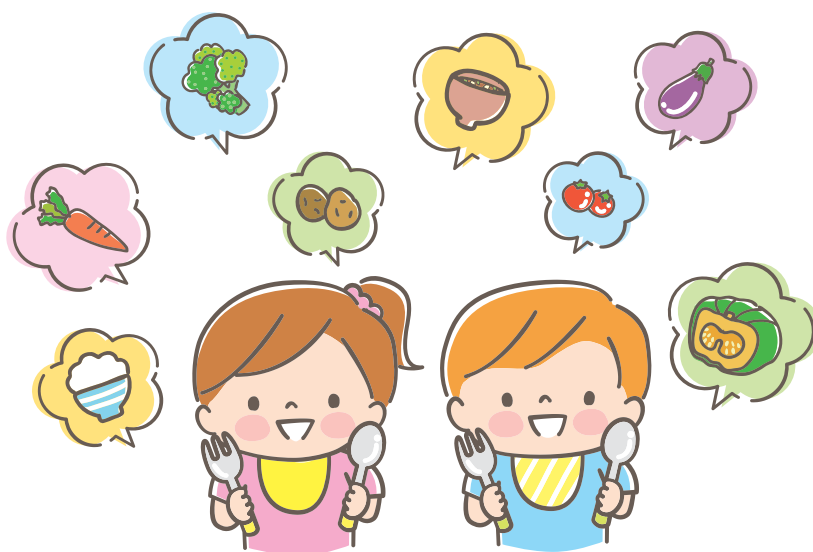
- エコクッキング※を心掛けます。
- 家庭で食品の廃棄を減らす工夫をします。

【保育所（園）、幼稚園、学校、企業、団体、地域に求められる取り組み】

- 食べ残しなどによる安易な食品廃棄に対するもったいない意識を育みます。
- 食品の廃棄を減らすよう努めます。

【行政の取り組み】

- エコクッキング※を広めるための取り組みを推進します。





第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

資料編

基本目標4 豊かな佐賀の農水産物を味わう ～地産地消～

脊振山から有明海まで広がる恵まれた自然で育まれた豊かな農水産物は、佐賀市の貴重な宝であり、次世代に伝えていく必要があります。そのためには、市民が身近な地域で生産された農水産物を購入し、佐賀の特産物を知り、安全・安心な食べ物を地域で消費する「地産地消※」を実践することが重要です。

生産と消費がつながる地産地消※の取り組みを推進していくために、以下の取り組みを推進します。

(1) 生産と消費をつなぐ



佐賀市の農水産物の生産と消費をつなぐため、地元産の購入促進を図る取り組みを推進します。

【市民（家庭）に求められる取り組み】

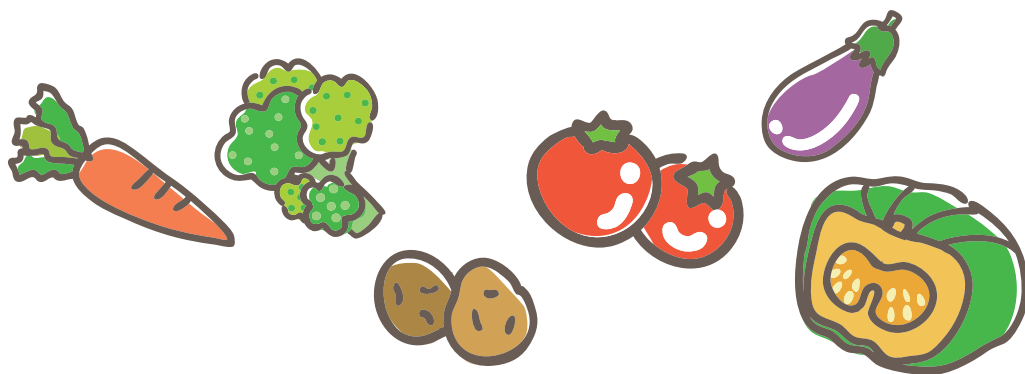
- 佐賀市産の農水産物を購入するように心掛けます。
- 地産地消※に協力するお店を利用します。

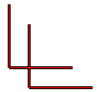
【保育所（園）、幼稚園、学校、企業、団体、地域に求められる取り組み】

- 給食や店の商品等へ地場農水産物の導入促進を進めます。

【行政の取り組み】

- 地元の食材を購入できるよう、農水産物直売所や地産地消※協力店に関する情報を提供します。
- 地産地消※を推進するため、ファーム・マイレージ※運動を推進します。





第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

資料編

(2) 佐賀の特産物を知る



佐賀の農水産物と料理が市民の生活に浸透するように、周知を図る取り組みを推進します。

【市民（家庭）に求められる取り組み】

○住んでいる地域の農水産物を知るように心掛けます。

【保育所（園）、幼稚園、学校、企業、団体、地域に求められる取り組み】

○地域でとれる特産物について学ぶ機会をつくります。

○ご飯と海苔をセットで紹介するなど、地域の食材の普及に努めます。

【行政の取り組み】

○佐賀市の農水産物の周知とPRを行います。

○体験イベント、市民農園など農水産業に親しむ機会を提供します。

(3) 佐賀の農水産物をおいしく食べる



佐賀市の自然で育まれた豊かな農水産物を、市民が意識して消費するための取り組みを推進します。

【市民（家庭）に求められる取り組み】

○地域の食材を家庭の食卓にできるだけのせるように心掛けます。

【保育所（園）、幼稚園、学校、企業、団体、地域に求められる取り組み】

○給食でふるさと献立（郷土料理※など）を実施します。

○農水産物直売所等を通じて、食材に関する情報を提供します。

【行政の取り組み】

○広報やホームページを活用し、地元食材に関する情報を発信します。

○佐賀市の特産物を利用した料理レシピなどを紹介し、活用方法を広めます。





第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

資料編

基本目標5 食文化を継承し生きる力を養う ～体験～

地域に根づいた郷土料理※やお茶をはじめとした食文化の文化的な豊かさを将来へ伝えることは大切なことです。また、農漁業体験など生産者とのふれあいを通じて、地域の素晴らしさや食への理解を深め、生きていく力を養うことも重要です。

佐賀市の食文化を継承し、生きていく力を養うために、以下の取り組みを推進します。

(1) 佐賀の食文化を伝える



郷土料理※やお茶をはじめとした食文化など、食生活の文化的な豊かさを将来へ伝えるための取り組みを推進します。

【市民（家庭）に求められる取り組み】

- 家庭で伝統料理や郷土料理※を食べる機会を増やします。
- 佐賀の食文化を子どもに伝えます。

【保育所（園）、幼稚園、学校、企業、団体、地域に求められる取り組み】

- 給食での伝統料理や郷土料理※の提供を通じて、子どもたちに食文化を伝えます。
- 祭りや行事等の機会を通じて伝統食を提供します。

【行政の取り組み】

- 伝統料理や郷土料理※を紹介するなど、情報発信に努めます。





第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

資料編

(2) 生きていく力を養う



食は日々の調理や食事と深く結び付いている極めて体験的なものです。農漁業体験などを通じて、地域の素晴らしさやそこで育まれた食への理解を深め、生きていく力を養うための取り組みを推進します。

【市民（家庭）に求められる取り組み】

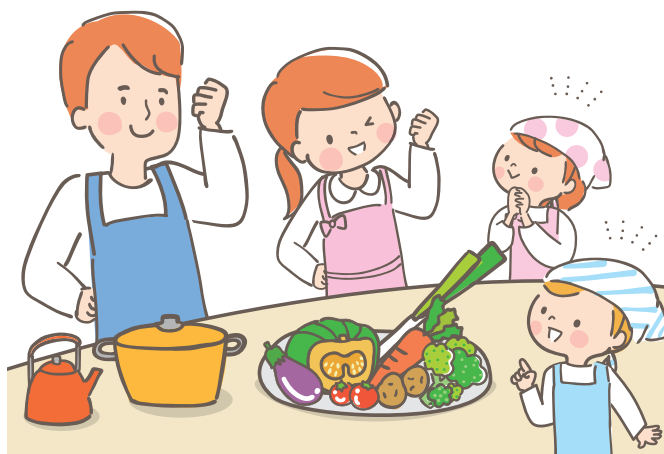
- 自分で調理し、食事の準備や後片付けもするように心掛けます。
- 農漁業体験や料理教室に参加します。

【保育所（園）、幼稚園、学校、企業、団体、地域に求められる取り組み】

- 農業や漁業などを体験する機会の充実に努めます。
- 生産者と消費者とのふれあいや交流の機会を設けます。

【行政の取り組み】

- 関係者と協力して農漁業体験等の場を提供します。





第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

資料編

第5章 ライフステージに応じた食育の取り組み

生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性を育むためには、妊産婦や乳幼児から高齢者に至るまで、ライフステージに応じて、切れ目のない食育を実践することが重要です。

以下のライフステージ毎の視点による食育の取り組みを推進します。

1 妊産婦期

母親の健康と生まれてくる子どもの発育にとって大切な時期となりますので、栄養バランスの良い食生活を送ることが重要です。妊娠中の食事は、出産に向けたからだづくりの土台となり、産後の健康にも影響します。

妊婦だけでなく子育てに関わる家族全体で、食を見つめ直し、考えることも大切ですので、妊産婦期における食に関する知識や情報の提供に取り組みます。



2 乳幼児期

食に関する体験を経験しながら、食の基礎を身につける重要な時期です。心身ともに生涯で最も成長と発達が著しく、味覚・嗅覚など食べ物の嗜好や食べる機能の発達、規則正しい生活リズムはこの時期につくられるため、家庭での食事は大きな役割を果たします。

食の大切さや食べる楽しみを学び、良い食生活の基礎を形成できるよう取り組みます。

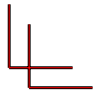


3 学童思春期

望ましい食習慣を定着させていく時期です。家庭の食事や学校給食を通して、身体の成長と食事の関係について学び、正しく理解することが必要です。なかでも学校給食は、栄養バランスがとれており、実際に見て食べることができる生きた教材となります。

成長に伴い、自分で食事を選択したり判断したりする機会も増えてきますので、自分に合った食生活を営む力を身につけられるよう取り組みます。





第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

資料編

4 青壮年期

自分自身で食の選択、判断をし、望ましい生活習慣や食習慣を実践していく時期です。進学、就職、結婚、子育てなどにより環境が大きく変化し、ストレスも多く生活リズムが不規則になりやすい時期ですが、さらに食に関する知識を深め、生活に活かしていくことが大切です。

また、自分自身が良い食習慣を身につけるとともに、子どもたちが実践できるよう育てることも大切ですので、食に関する正しい知識が得られるよう取り組んでいきます。



5 高齢期

健康で長生きをするために、規則正しい生活を続けていくことが大切な時期です。生活環境の変化や体力の低下などが著しい時期ですが、加齢による身体の変化に合った望ましい食習慣を維持していくことが重要となります。健康寿命の延伸に向けて、個々の特性に応じながら家庭や地域と一緒に支援していくよう取り組んでいきます。

また、退職や子どもの自立など時間的なゆとりに恵まれる時期でもありますので、食に関する豊富な知識や経験を家族や地域の方々に伝えていくことも大切です。



- 高齢者の一人暮らしやひとり親世帯、貧困の状況にある子どもなど、様々な家庭環境や経済状況の変化により、健全な食生活を送ることが難しい人も増えています。地域等を通じて共食※する機会を設けたり、こども食堂など様々な共食※の場を利用したりするなど、ライフステージに応じて一人ひとりに配慮しつつ、食育を進めていくことが必要です。





第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

資料編

第6章 計画の着実な推進

1 食育の推進体制

食育基本法※において、食育は、「生きる上での基本であって、知育、徳育及び体育の基礎となるべきもの」と位置付けられています。

食育に関する取り組みは、食習慣に関することをはじめ、自然の恩恵や食に関わる人への感謝、食の安全性に関する情報の選択、環境への配慮など幅広い分野にわたっています。

本計画の内容を着実に実現していくためには、市民や家庭、保育所（園）、幼稚園、学校、企業、団体、地域、そして行政が、それぞれの役割を認識した上で連携を図り、総合的に取り組んでいく必要があります。

2 食育推進にあたっての役割

計画の推進にあたっては、食育関係者がそれぞれの立場で、食育に主体的に取り組むことが必要です。それぞれが自らの役割を理解し、食育推進に取り組みます。

（1）市民（家庭）

食育の推進には、市民一人ひとりが食に関心を持ち、自ら食に関する正しい知識や食に関わる情報を選択する力を身につけ、健全な食生活を実践することが求められます。食が自身の健康や生活に深く関わっていることを認識し、自分にできることから食育に取り組んでいくことが大切です。

家庭は食習慣を身につけるうえで重要な役割を担っています。家族団らんで食卓を囲むことを基本に、食に関する正しい知識やマナー、健全な食習慣を身につける、食の楽しさを実感するなど日常生活の中で食育を実践することが必要です。

（2）保育所（園）、幼稚園、学校

保育所（園）、幼稚園、学校は、生涯にわたる食生活の基盤となる時期に多くの時間を過ごす場となっており、子どもの健全な食生活の形成と豊かな人間性を育むうえで、重要な役割を果たしています。

子どもが健康的な食習慣を学ぶことができるよう、家庭や企業、団体等とも密接に連携をとりながら食育を推進することが求められます。





第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

資料編

(3) 企業、団体、地域

食育を社会全体で推進するためには、家庭や保育所等における取り組みのほか、企業、団体、地域による幅広い活動が必要です。

市民が健全な食生活を実践しやすくなるよう、気軽に参加できる食育に関する取り組みが求められます。

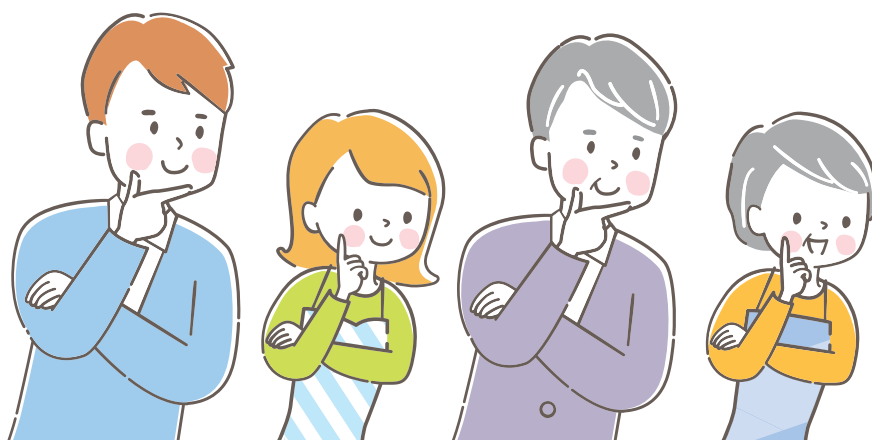
(4) 行政

市民や関係機関・団体等とともに食育に取り組んでいくため、健康・連携・環境・地産地消※・体験の分野における取り組みを、関係者との連携を図りながら、総合的かつ計画的に推進します。

3 計画の進行管理

本計画に基づく食育の取り組みを着実に、そして継続的に推進していくため、食育に係る各種団体や行政機関、庁内関係各課等で構成する「佐賀市食育推進協議会」に計画の取組状況を報告し、計画進捗の把握・点検を行いながら、目標達成に向けて取り組みを進めていきます。

なお、佐賀市食育推進協議会における進捗報告や協議内容については、適宜公表していきます。





第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

資料編

資料編

佐賀市食育推進基本計画策定委員会設置要綱

(設置)

第1条 佐賀市食育推進基本計画（以下「計画」という。）の策定に際して、広く市民の提言や意見を計画づくりに生かすため、本市に佐賀市食育推進基本計画策定委員会（以下「策定委員会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 策定委員会の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) 計画作成に必要な情報の収集、整理及び提供に関すること。
- (2) 計画原案の作成に関すること。
- (3) その他計画作成事業に関して必要なこと。

(組織)

第3条 策定委員会は、市長が委嘱する委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、食育に係わる各種市民団体の代表者、学識経験を有する者及び公募した者等で構成する。

(委員の任期)

第4条 策定委員の任期は、委嘱の日から令和4年3月31日までとする。

(委員長及び副委員長)

第5条 この策定委員会に委員長及び副委員長1人を置く。

- 2 委員長は委員の互選によって選出し、副委員長は委員長の指名により選出する。
- 3 委員長は、策定委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故あるとき又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 策定委員会は、必要に応じて委員長が招集し、会議に際しては、委員長が議長職を務める。

2 委員長は、必要に応じて関係者の出席を求め、意見を聴くことができる。

(庶務)

第7条 策定委員会の庶務は、保健福祉部（健康づくり課）が行う。

(その他)

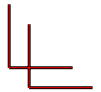
第8条 この要綱に定めるもののほか、策定委員会の運営に関し、必要な事項は委員長が定める。

2 策定委員会は、計画の策定完了により、解散するものとする。

附則

この要綱は、令和3年4月30日から施行する。





第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

資料編

佐賀市食育推進基本計画策定委員会委員名簿

団体名	役職	氏名	
佐賀市医師会	理事	井上 通朗	
佐賀市歯科医師会	常務理事	古川 直樹	
佐賀市薬剤師会	理事	小副川 あつ子	
佐賀大学農学部	農学部長	大島 一里	
西九州大学健康栄養学部	講師	緒方 智宏	委員長
佐賀県栄養士会	常務理事	百武 裕美	
佐賀市小中学校長会	諸富北小学校 校長	松本 博紀	
佐賀県高等学校長協会	高志館高等学校 校長	大坪 正幸	
佐賀市私立保育園会	佐賀保育園 園長	柴田 匡道	
佐賀市私立幼稚園・認定こども園連合会	西九州大学附属三光幼稚園副園長	福元 芳子	
佐賀県農業協同組合	生活燃料部長	古藤 英樹	
佐賀県有明海漁業協同組合	専務理事	江頭 忠則	
佐賀市食育推進協議会	副会長	山口 勝也	
佐賀市食生活改善推進協議会	会長	原田 洋子	副委員長
市民代表	公募	何川 由美子	





第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

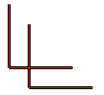
第6章

資料編

佐賀市食育推進基本計画策定委員会の開催状況

回	開催日時	協議内容
第1回	令和3年6月30日	第2次食育推進基本計画に係る実績報告 食育に関するアンケート調査結果報告 第3次計画策定スケジュール
第2回	令和3年10月29日	第3次食育推進基本計画素案について ・食を取り巻く状況 ・施策体系 ・数値目標 ・食育の取組 ・計画の推進体制
第3回	令和3年11月19日	第3次食育推進基本計画素案の決定 第3次計画キャッチフレーズの選定





第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

資料編

用語解説

あ行

● 朝ラジ まなざし 朝ごはん

「市民の健康づくり（ラジオ体操など）」と「食育の推進」及び「まなざし運動」の実践、市民協働の推進による事業展開、地域コミュニティの拡充を目的にした佐賀市独自のプロジェクト。

● 栄養成分表示

消費者が適切な食生活を実践できるよう、食品に含まれる栄養成分に関する情報を明らかにし表示したもの。容器包装に入れられた加工食品及び添加物には、食品表示基準に基づき、たんぱく質、脂質、炭水化物、食塩相当量及び熱量の表示が義務付けられている。

● エコクッキング

「環境に調和した食生活」という意味で、食べ物の選び方や買い方を工夫したり、環境に負担の少ない料理をする、洗い方・後片付けの手順は環境を考えて行う、容器の再利用・生ごみをたい肥にしたりするなど環境を意識した料理方法等。

か行

● 共食

家族や友人、職場の人や、地域の人など誰かと共に食事をする事。

● 郷土料理

地域の特産物を上手に活用して、風土にあった食べ物としてつくられ伝承されてきた、その地域ならではの料理のこと。

● 健康日本 21（第二次）

平成 25 年からスタートした第 4 次国民健康づくり運動。「栄養・食生活」「身体活動・運動」「休養・こころの健康づくり」「歯の健康」「たばこ」「アルコール」「糖尿病」「循環器病」「がん」の 9 分野について、達成すべき数値目標等を掲げている。





第1章

さ行

第2章

● さがん食育の日

国では、食育推進基本計画において、食育推進運動を継続的に展開し、食育の一層の定着を図るために毎月19日を食育の日と定めている。佐賀市においては、毎月1日を「さがん食育の日」と設定している。

第3章

● 食育基本法

平成17年7月に、国民が生涯にわたって健全な心身を培い、豊かな人間性を育むための食育を推進するため、食育に関する施策を総合的かつ計画的に推進すること等を目的に制定された。

第4章

● 食生活改善推進員（ヘルスマイト）

市町村が実施する養成講座修了後、地域で生活習慣病の予防や健康増進のための望ましい食生活の普及など「食を通じた健康づくり」のボランティアとして活動している。生涯を通じた食育の推進、健康づくりの担い手としての活躍が期待される。

第5章

第6章

● 食品表示

食品の原材料・食品添加物、保存方法、消費期限・賞味期限などの情報を表示したもの。消費者にとって、その食品の情報を知る重要な情報源となる。

資料編

● 生活習慣病

「食習慣、運動習慣、休養、喫煙、飲酒等の生活習慣が、その発症・進行に關与する疾患群」のこと。代表的なものとして、肥満、高血圧症、循環器疾患などがある。

た行

● 地産地消

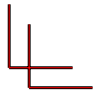
「地域生産、地域消費」を短くした言葉で、地域で生産された農林水産物を、その生産された地域内において消費する取り組みのこと。

な行

● 中食

市販の調理済み食品や惣菜、弁当などのこと。また、それを利用した食事のこと。





第1章

第2章

第3章

第4章

第5章

第6章

資料編

は行

● BMI

肥満かどうかの目安として用いる体格指数で、次の式で計算する。

$BMI = \text{体重 (kg)} \div \text{身長 (m)} \div \text{身長 (m)}$

BMI 18.5 未満はやせ、18.5~25.0 未満は適正範囲、25.0 以上は肥満と判定する。

● ファーム・マイレージ

地域で生産された農産物をその地域で消費する「地産地消」を進めていくことで、生産者と消費者の距離が近くなり、顔の見える新鮮で安全・安心な農産物が手に入るようになる。また、国土保全・環境保全・文化の伝承など、多様な機能を持つ農山村の維持・活性化が期待される。

佐賀市のファーム・マイレージ運動は、佐賀市内の直売所やスーパーなど協力店で、市内産の農産物に貼られた点数付きの「うまさマーク」のシールを10点集めて応募すると、特産品があたるというもの。地場農産物の販売・消費を促進し、シールの貼ってある農産物を購入することで、“農地を守り、地域産業を支える”意識を消費者に持ってもらうとするもの。

ま行

● メタボリックシンドローム（内臓脂肪症候群）

「内臓脂肪型肥満」をもち、さらに「高血圧」「脂質異常症」「高血糖」のうち、2項目以上が該当している状態を指す。これらの危険因子はそれぞれ一つだけで動脈硬化を招くが、複数重なることによって互いに影響しあい、動脈硬化を飛躍的に促進し、脳梗塞や心筋梗塞などをおこしやすくなる。

わ行

● ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）

市民一人ひとりがやりがいや充実感を感じながら働き、仕事上の責任を果たすとともに、家庭や地域生活などにおいても、子育て期、中高年期といった人生の各段階に応じて多様な生き方が選択・実現できること。





第3次佐賀市食育推進基本計画

発行年月 令和4年3月



佐賀市保健福祉部健康づくり課
〒840-8501

佐賀県佐賀市栄町1番1号

TEL 0952-40-7283

FAX 0952-40-7380

URL <http://www.city.saga.lg.jp>

E-mail kenko@city.saga.lg.jp





佐賀市

リサイクル適正 

この印刷物は、印刷用の紙へ
リサイクルできます。
令和4年3月作成